

## 第3回古平町議会定例会 第2号

令和7年9月12日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 認定第 2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 3 認定第 3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定について  
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 4 意見案第8号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書
- 5 意見案第9号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書
- 6 意見案第10号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書
- 7 意見案第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書
- 8 一般質問
- 9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 13 委員会の閉会中の継続審査申出書  
(古平町議会ハラスマント防止条例審査特別委員会)

### ○出席議員（10名）

議長	10番 堀 清君	1番 工 藤 澄男君
	2番 審 福 勝哉君	3番 中 村 光広君
	4番 高 野 俊和君	5番 真 貝 政昭君
	6番 梅 野 史朗君	7番 堀 澤 理恵君
	8番 山 口 明生君	9番 佐 藤 未知時君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副 町	長	細	川	正	善	君
教 育	長	三	浦	史	洋	君
総 務 課	長	本	間	克	昭	君
総合政策課長		高	野	龍	治	君
総合政策課産業連携室長		小	原	和	之	君
町 民 課 長		五	嵐	満	美	君
保健福祉課長		十	和	康	子	君
建設水道課長		嵐	泉	哲	也	君
建設水道課主幹		川	上	康	弘	君
会 計 管 理 者		大	原	真	二	君
教 育 次 長		岩	戸		学	君
町立診療所事務長		湯	浅		彦	君
幼児センター所長		細	川		也	君
総 務 係 長		三	浦		介	君
財 政 係 長		松	浦		地	君
		齋	藤			

○出席事務局職員

事 務 局 長	関 口 央 昌	君
議事係長兼総務係長	瀬 野 尾 裕	人

開議 午前 9時50分

○議会事務局長（関口央昌君） 本日の会議にあたりまして、出席状況について報告申し上げます。ただいま議員10名全員が出席されております。説明員は、町長以下16名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、会議は成立します。直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号ないし日程第3 認定第3号

○議長（堀 清君） 日程第1、認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてから日程第3、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についてまでは、関連がありますので一括議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありましたので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括での討論とします。

最初に、本案に反対の討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、反対討論を終わります。

次に、本案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

○5番（真貝政昭君） それでは、令和6年度決算に対しての賛成討論を行います。

令和6年度予算執行にあたり、町長をはじめ職員の皆様大変ご苦労様でした。令和6年の幕開けは、元旦に発生した能登半島地震でした。昨年3月の予算提案における町長執行方針でこのことに触れ、自治体の長として災害に対する備えの重要性を痛感するとともに、町民の暮らしを守ることが大きな使命の一つであると再認識しましたと述べられました。私も議員という立場で同感している次第です。私にとって忘れられないのは、平成8年2月10日に起きた豊浜トンネル事故でした。痛感させられたのは、国・道・町の行政の持ち分を分け隔てなく、住民の命最優先で臨むという姿勢が大事ということでした。今月2日に、北電による原発再稼働に向けた当町における住民説明会

が行われましたが、何か事があれば避難しなければならない不安を持たせる再稼働に反対し、自然エネルギーを利用する方法への転換を問う意見を述べました。再稼働しなくとも泊での事故の不安は付き纏い続けますので、当町での万全の備えを弱めることなくしていただきたいと思っている次第です。

令和6年度の町民への行政サービスで注目すべきは、幼、小・中学校などへのエアコン設置事業でした。温暖化による異常気象が定着しつつありますので、更なる対策の進展を期待しています。医療では、報酬点数の改悪やベッド数削減が続いています。当町での医療充実の妨げになっていますが立ち向かっていただきたく思っています。介護でも同様で、専門家から制度の終わりの始まりと揶揄されていますが、介護事業所への支援などの対策を強めて、町民へのサービス充実に努めています。令和6年度の道の駅建設事業で、前任者から受け継いだ事業がひとまず終わりますが、複合庁舎建設で支払った消費税は約4億円です。先の参議院選挙では物価高対策で給付金か消費税減税かの選択が取りざたされましたが、消費税減税が実現すれば地方財政に多大な貢献をするばかりではなく、減税分を町民への物価対策に回すこともできて、二重・三重にも恩恵を得ることができます。医療や介護保険料などで経済的弱者から保険料を絞り取り、病院での窓口負担や利用料負担の更なる強化策が検討されています。年金においても然りです。税金は豊かなところから正当な税率で頂いて、弱者へ再配分するのが真っ当な政治で、消費税で輸出大企業が潤っていたり、命の水にまで消費税を取ることや税金を山分けする政党助成金を止めさせるなど、課題は山積みです。

今後とも、ぜひ悪政から町民生活を守る姿勢で行政執行にあたられることを期待して、各会計決算への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（堀 清君） 他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） それでは、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について、及び、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について、及び、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 意見案第8号

○議長（堀 清君） 日程第4、意見案第8号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第9号

○議長（堀 清君） 日程第5、意見案第9号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第9号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 意見案第10号

○議長（堀 清君） 日程第6、意見案第10号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 意見案第11号

○議長（堀 清君） 日程第7、意見案第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、高野、佐藤、工藤、堀澤、梅野、寶福、中村、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番（高野俊和君） 泊発電所再稼働についてお尋ねをいたします。

泊発電所が国の審査に概ね合格して二年後の再稼働を目指しているようあります。北電の職員が月に一度程度の頻度で説明に歩いているようありますけれども、古平町としては再稼働に対し現時点では容認するという捉え方でよろしいのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

泊発電所の再稼働についてでございますけれども、泊発電所の再稼働につきましては、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定の規定がございます。その中に含まれているのが、北海道と4町村、泊村・共和町・岩内町・神恵内村との間で同意を得ることとなっております。古平町におきましては、この当該協定から外れた地域になってございますので、再稼働に容認するか否かを判断する立場にはございません。したがって、容認するかどうかという回答については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（高野俊和君） 先日、2日に北電による古平町での説明会がありました。私も参加しましたけれども、参加した人数が20人程度で多くはありませんでしたけれども、厳しい質問も相次いでおりました。北電側も総出で対応しているという感じでありましたけれども、再稼働に関しては自信があるのだろうと私は感じました。今回、10月16日にも北電への視察が決まっておりますけれども、話をよく聞いてみたいと考えております。判断は町長も差し控えるということありますので、色々話を聞きながら考えていきたいと思っております。答弁要りません。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 家族旅行村の現況と今後の利活用の展望について質問します。

①一般質問で度々質疑が出てくる家族旅行村ですが、都度、町長からは町主体の運営は考えておらず民間からの誘致で活用すると答弁されています。そこで、現時点でどういった業種の企業からの誘致のオファーがあるのか、お話しできる範囲で進捗をお聞かせ下さい。

②誘致を決める際に、町側として何か審査基準や条件は設けていますでしょうか。例えば、土地の売却はせず賃借契約のみとするとか、あるいは、契約相手の条件として外国資本の会社は除外するとか、あるいは、町のイメージや風紀を乱す危険性のある業種・業態はあらかじめ弾くなど。

③これ、今聞いてあまり意味がないような質問かなと思い直しましたけれども、通告書に出しましたので、一応質問します。誘致の際の特典として、契約企業に補助金や税制優遇措置も視野に入れているのでしょうか。

以上、3点をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

家族旅行村の申込が来ているかということでございますけれども、申込という点では来てございません。ただ、現時点で家族旅行村を活用したいとの申込まではいきませんけれども、現在、道内でアウトドア施設を運営している会社がありますけれども、後志でも事業の展開を考えている企業の方から施設の状態などの問合せが来ておりまして、担当の方と現場の確認や旅行村の図面、写真等の提供を行っている状況でございます。日程的に申し上げますと、昨年の10月にこの企業側からそういった開発の打診がございまして、冬も利用したいという考え方を持っているものですから、冬の状況も見てみたいということで、今年の2月にスノーモービルを使って現場確認してございます。先月、こちらの方に配置図やその他の資料を提供して検討しているという状況でございます。

それから、誘致を決める際の審査基準、あるいは特典として、どう考えているのかということでございますけれども、この2点については、現時点ではまだ具体的な話も進んでいないので、そこまでは煮詰めてございません。

○9番（佐藤未知時君） 共働の家とかふるびら温泉からの景色もきれいですけれども、家族旅行村のからの眺望は格別だと思うのです。絵画とかで一番いいバランスを黄金比と言うのですけれども、あそこから見る古平の景色というのは、本当に古平の海、半島、湾、そういうのを見る上で本当に黄金比の場所だと思うのです。そういう意味で、あそこは古平の自然財産と呼んでもいいと思

うのです。だからこそ、閉村して久しいあの場所を利活用するのをとても期待しています。

今、ニセコとか俱知安とか、日本全国、水源とか無人島、特区、民泊に至るまで、外国資本へ野放図に売却したために、皆さんご承知のとおり様々な問題や懸念が生じています。釧路湿原のメガソーラー建設もまさに問題の渦中だと思います。そういう意味で、今後、まだ打診という段階らしいですけれども、契約に至る際はそういうのも釈迦に説法かもしれませんけれども、十分吟味した上、進めていってほしいと思います。もっと正直に言えば、民間企業の誘致ではなくて、今までの家族旅行村という概念そのものにも囚われないで、新しい発想で町主体の事業として何かあの場所を活用していく方向が僕は一番望ましいかなと今でも思っています。民間企業の誘致というのは仕方のない策かもしれませんけれども、何か知恵を絞れば新しいことができるのではないかなどという気がしますけれども、改めて町長のご所見をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 以前から、旅行村については町運営でやってきたわけでございますけれども、そこでは大きな赤字を抱えて非常に重荷になっているという現状でもございました。今、ここ数年来、運営していないわけでございますけれども、これからは官民連携といいますか、そういった中で考えていた場合に、やはり民間の力も必要だろう。今来ている企業も話を聞きますと、アウトドアの大きな会社と連携していて、こういった事業を進めているということなので、その辺の情報を得ながら、また新たなそういうもので進めるのであれば、そういう形で進めてまいりたいなと考えております。

○9番（佐藤未知時君） 今、現在の町長のイメージとしては、民間の企業が今後、何か事業を始める際に、例えば、昔でいう第三セクターですか。町も運営に参画するとか、そういう認識でいいのでしょうか。それとも、全く場所だけは民間の企業に貸して、そこで色々事業を盛り立ててもらって何かしらの税金を払ってもらうとか、そういう考え方なのでしょうか。昨日、この議場で真貝議員があそこは元々の趣旨は町民の庭という言い方をされていましたけれども、何か庭でも儲かる方法は何かあるとは思うのです。儲かるにはそういう意味で、もし、第三セクターみたいな発想であれば、何年待っても民間の企業からのオファーがなければ、町でもう一回チャレンジしてみるかという選択肢も残してほしいなと思います。これ3回目ですよね。それを踏まえて、再度、町長からご所見をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 先程、これから土地を売却したり賃貸にするのか、また特典としてどういうものがあるのかというご質問いただきましたけれども、これから、もし今の会社が前向きに検討していくようなことになりましたら、その辺も含めて、どういう形で進めていくのか。またこれから私どもだけでも判断できるものではないし、議会にそういった資料を提出しながら進めてまいりたいと思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

○9番（佐藤未知時君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） ただいま、佐藤議員の方から質問が大体ありますて、業者さんの方でやってもらうというような方向で進んでいると受け承りました。もし、業者に頼んで業者が営業する場合、問題はこの建物なのです。今まで営業してもらうのか、それとも、いつのこと一切壊し

て新築してやってもらうのか、それとも一部改築してやってもらうのか。そういう点について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問についてお答えいたします。

家族旅行村についてでございますけれども、佐藤議員の答弁でもお答えしましたけれども、現在、一社から問い合わせが来ている状況でございます。工藤議員おっしゃる建物についても、まだどうするのか何もそこまで決まってございません。ただ、これからもし決まったとしたら、そういうしたものも私どもの方も活用していただきたいというようなことで、この間議員さんとも一緒に施設見学しましたけれども、まだ手直しすれば使えるような状態なので、もし、今の業者と前向きに進みましたら、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 建物のことについてちょっとお話したいのですけれども、あの建物そのものは、例えば、玄関先の丸太の柱などはもうかなり前から腐っていて、私、数年前に直しに行つたという経験もございます。ですから、いっそのこと、どうせ頼むのだったら新しくするか、それとも、もし建物をきちんとしてやれないのであれば、私の違う発想なのですけども、建物を全部壊して、あそこをキャンプ場にしたらどうかという考えも持っているのです。そういう点はどうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今の話が前向きになってきましたら、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 前向きに考えてもらうということでございます。旅行村はどうしても観光という面で注目されるのです。私、最近古平以外で車運転しませんので、病院などに行く時にはバスで小樽まで行くのです。帰りのバスに結構観光客が乗っていて、旅行村の前まで行きますと、家族旅行村と車内で必ず放送します。そうすると、皆観光客のお客さんがびっくりしたような顔をして、ここに旅行村あるんだという声がほとんどなのです。結構、地方から来ている人も旅行村という名前に対しては関心を持っていると思います。きちんとしたものを作つておけば、前には結構お客様がいましたので、また元のように賑わいのある旅行村になるのではないかと思うのです。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。終わりります。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） 子育て支援対策について、私、同じような質問をずっと二年程続けてはいるのですけれども、また、再度させていただきます。

町内の保育や教育環境は整っていますが、園児や児童数はずっと減少傾向にあります。町として、今後の子育て環境をどのように守り、充実させていくのか伺います。

次に、給食費や医療費の無償化などは町の大きな強みですが、それに加えて、古平で子育てしたいと思ってもらえるようなブランド化も必要ではないでしょうか。町のお考えを伺います。

3番目に、人口減少の中でも子育て世帯の移住や定住に繋げるために、住宅支援や子育て世代に届く情報発信など、新たな施策を検討してはどうかと考えますが、町のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、子育て支援対策についてでございますけれども、町として今後の子育て環境をどのように

守り、充実させていくかということでございますけれども、町としても、現段階で予算上も含めて、可能な限り子育て支援は行っているのかなと思っております。今後は、物理面だけではなく、安心して子どもを産み、育てていくための支援を行っていく環境面を充実させていかなければならぬのかなと考えております。

2点目の、ブランド化も必要ではないでしょうかということ、ブランド化という意味がちょっと理解できなかったのでございますけれども、ブランド化のようなことは考えてございませんけれども、昨年度子育て支援計画策定にあたってアンケート調査を行っております。各世帯の不安や悩みを少しづつでも解消して、要望をできる限り受け止めるような形で進めていきたいと思っております。アンケートの中で一番多かった要望というのが、子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしいというのが一番多かったわけでございますけれども、おかげさまで昨年度150年広場ということで、こういった遊具も完成してございます。今、大分傷んできていた中島公園も整備しているわけでございますけれども、これからも子育て世代のお父さん・お母さんたちの意見を踏まえながら、そういったものに耳を傾けていかなければならぬのかなと考えております。

それから、情報発信などの新たな施策を検討してはどうかということでございますけれども、移住・定住につきましては、これまでも議員からご質問いただきて答弁してきてございますけれども、今後、若者層のための雇用面、それから住環境など、若い人たちが残ってもらえる、戻ってくる、結婚する、子どもを産み育てる、そのような環境を作るべく、なかなか難しいわけでございますけれども、様々な方策を検討しながら進めていかなければならぬのかなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） 特に、住環境ですか子育て支援にだけではなく、今、町長がおっしゃったような若い世代の方々に古平に住みたい、長く住み続けたいと思ってもらうことが大事だと私も思っています。近隣町村のことをちょっと調べましたら、同じような人口のところで沼田町が今2,730名程の人口があります。若年層に向けて、家賃の補助とか手厚い子育ての手当を打ち出して、歩いて暮らせるまちというPRを出して効果を出しています。町外通勤者の支援とか、ヤング世代の移住促進・家賃の助成事業なども行っています。それと、もう1か所が下川町、そちらも2,900人程の人口ですけれども、そちらでもタウンプロモーション推進部というのがあって、下川町のふるさと開発振興公社というところが、平成29年から家賃の登録、住宅希望者とのマッチングや成約時の事務サポートなどをやっていて、40件近くの空家を活用することに成功しているのです。そういった事例もありますので、同じような人口のところでそういったこともやっておられますから、古平町にもできないことはないと思うのです。今年からフルチッタが活動はしておりますけれども、そこに任せっきりにするのではなく、やはり町として、どのような子育て世帯に対して助成をしていくのかということも私は必要ではないかなと思っています。

それで、ちょっと三つ程提案させていただきたいのですけれども、一つ目は、先程のブランド化というのはちょっとどういうことかとおっしゃったのですけれども、古平版の子育てガイドのようなものを作成して、SNSや移住フェアとかを行って情報発信していったらどうかということです。二つ目は、空家を活用した子育てお試し住宅などを整備してはどうかなということです。三つ目は、町と子育て世帯が定期的に意見交換できる対話の場、先程アンケートをとられたということですが、

やはり対話をしてみないとなかなか本音はおっしゃらない方もいらっしゃると思うので、そういうことをやっていただきたいなと思っています。小さな町だからこそできる、暮らしの見える化と体験の受入、そして繁栄を進めることで、古平で子育てをしたいと思えるまちを実現できるのではないかと思っていますが、そちらについてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○町長（成田昭彦君） 今、堀澤議員から貴重なご意見いただきましたけれども、同じような人口形態でも色々な子育て支援をやっていることは十分承知してございますけれども、同じ人口だからこういったことができるということで地域性等もございます。その辺も加味しながら進めていかなければならぬのかなと思っております。まず、私どもの町に不足しているのはやっぱり住宅環境でしょうか。そういうものを整えていかなければならぬのかなと思っております。今、国の法改正によって、こども家庭センターの設置が進められております。この立ち上げについて、これから検討していくかなければならない状態ですので、このこども家庭センターがどういう形で進めていくのか、ちょっと見守りながら進めていきたいと思っております。勿論、空家対策等についてもフルチッタに頼むだけではなく、そういう環境が整った段階でこちらからもこんな空家ありますよというような情報発信をしていく。それと、うちの主産業であります漁業者の現状を見ますと、後継者がいない。特に、小型漁業などを見ても、一人でやっていて70歳を超えている方たちが実施していて、その辺を踏まえて考えていかなければならぬのかなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） そのとおりだと思います。先日、少しテレビを見ていたら、テレビで村長さんに聞いてみた、うちの村は日本一というのをやっていまして、これなら日本一だというものを打ち出して、それを子育てとか、あと自分のところの漁業とかに繋げている例を沢山挙がっておりましたけれども、ウニですとか、タラコですとか、今町長がおっしゃったように、漁業の方も後継ぎがいない、後継者がいないということで、私の周りでもそういう話は沢山聞きます。自分の代でもう船は降りるのだと、そういうところも更なる情報発信をしていただいて広めていただければなと思います。

次に移ります。2番目の高齢者移動支援について。①古平町は、体操教室や予防事業など高齢者に対する取組がとても充実しています。しかし一方で、乗合タクシーやコミュニティバスでは、お墓参りには行けないなど、細かな不便さが残っています。特に、お墓参りは多くの高齢者にとって生活の一部であり、精神的な安心にも繋がる大切な行為です。地域住民の声を丁寧に拾い上げて、利用実態に即した柔軟な運行や支援の仕組みを検討すべきと考えます。こうした生活の中での小さな移動ニーズについて、町としてどのように把握し改善を検討しているのか伺います。

②高齢者の見守りや移動支援は社会福祉協議会が中心になっていますが、人員不足が課題と聞いています。ボランティアは登録があっても実際に活動していない方も多く、担い手不足は深刻です。町として新しい担い手をどう掘り起こしていくのかお考えを伺います。

③高齢者支援に対する情報を知らない方も大勢いらっしゃいます。こうした情報弱者に対する情報発信も併せてお考えいただきたいと思います。町のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 高齢者の移動支援についてでございますけれども、乗合タクシーの墓地付近の乗車場所は、この複合施設、今年から火葬場も追加されてございます。移動ニーズについての

手段につきましては、町に寄せられた住民の声、運行委託先との打合せの中で必要に応じて改善してきております。墓参についてでございますけれども、議員ご承知のとおり、墓参の期間は墓地通行止めになりますので、乗合タクシーの乗車については火葬場まで行くのが限度でございます。それから中は一般の乗用車も入れませんので、理解願いたいと思います。

それから、2点目の担い手不足でございますけれども、町として新しい担い手をどう掘り起こしていくのかという問題でございますけれども、多分、ここで言っているのは有償ボランティア活動団体「おまかせあれ！！」のことだと思いますけれども、現在、おまかせ会員31名登録しております。今までお断りしたケースはないと伺っております。多分そういう話があれば、専門的な分野やボランティア対応では危険が伴うような判断した場合はお断りするというケースもございますけれども、普段であればそういったお断りしたケースはないと聞いてございます。

それから、3点目の、情報発信も併せてということでございますけれども、これにつきましては、高齢者に高齢者サービス情報を一冊にまとめた「いきいきマップ」を作成して各戸に配布しております。高齢者への生活支援情報が一元化されて保存も容易になっているのかなと思ってございますけれども、そういったものに目を通すことが高齢者はなかなか難しいのかなということもありますので、SNSやホームページで流すのもいいのですけれども、高齢者にはちょっと難しいのかなということもありますので、防災無線であり、対象者への対応というのは民生委員ですとか、そういった方が実施しておりますので、民生委員やケアマネ等も活用して情報発信していければいいのかなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） お墓参りについては、おっしゃったような感じなのかもしれないのですけれども、高齢者の方ってお墓の掃除もあるのです。私の知り合いも「おまかせあれ！！」に登録をしてやっていますけれども、認知症の認定を受けている方とか、デイサービスに来られる方、その情報を知っている方だけではなくて、本当に情報弱者の方もいらっしゃいますので、今おっしゃったようなSNSだけではなくて、情報が顔に見える戸別訪問や電話連絡を見守りと一体的に行う仕組みがあるといいのではないかと思っています。防災の観点からも、情報が届かないということは命の危険にも繋がるので、そういった面で、私の周りにいらっしゃる方々は「おまかせあれ！！」に頼るのではなくて、自分で行かなければ駄目だよねとおっしゃる方もいらっしゃるので、そういった面のフォローをしていただければなと思っています。

先程、私、子育てガイドのところで、三つの提案をさせていただいたのですけれども、高齢者のことでもちょっと提案させていただきたいのですけれども、一つ目は、コミュニティバスや乗合タクシーの停車場所をもう少し柔軟に見直していただくことができないのかなということです。二つ目は、地域のボランティアの送迎と町の交通サービスを連携させて、その間の隙間の埋める仕組みを作っていただきたい。三つ目は、デジタルの苦手な方でも使いやすい、先程申し上げた電話予約の拡充や紙の時刻表を細かに配布するなど徹底していただきたいなと思っています。小さな町だからこそできる高齢者一人一人の声を反映した顔の見える移動支援を進めることで、安心して暮らせる古平を実現できるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） そういった移動ニーズにつきましては、先程申し上げましたけれども、町

に寄せられた住民の声を聞きながら、運行の委託先と協議しながら前向きに進めてございますので、これからもそういった形で進めてまいりたいと思います。小さな町だからできる福祉というのは、もう行政の当たり前のことですので、そういった高齢者なりの意見を尊重しながら、これから行政を進めてまいりたいと思っております

○7番（堀澤理恵君） ぜひ、そのような形で進めていただきたいと思いますので、実証試行ということでコストの面で不安があつたりとかそういうことがあるのであれば、例えば、一年限定で行うとか、期間を定めて試行するとか、その結果で判断されてもいいのではないかなと思っていますので、その辺りも踏まえて、ぜひ今後も続けていっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分  
再開 午前10時59分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） まず、海洋センターの料金体系について質問させていただきます。

現在、アリーナでは子どもが10円、プール使用は子ども20円という料金になっております。私、他町村のB&G海洋センターも見に行きましたが、値段については大分違いがあるようです。また、町外・町内についても同価格となっております。他町村では、町民は幾ら、町外からは幾らと分けているのが多いようです。値段も大分安いものもあるし、町民・町外が同じ値段であるということもあります、町外から大分利用が増えております。本来であれば、普通の他の海洋センターと同じ料金に設定すれば、町民は無料にできるのではないかという試算をしています。町民は無料、町外は他の海洋センター並みの料金に変更することは可能かどうかお伺いいたします。聞いている声では、今のままでは町外のためにやっているものでないかというような声も聞こえております。その辺も含めて検討をしたいと思うので、ご返答よろしくお願ひします。

○教育長（三浦史洋君） 梅野議員の一般質問にお答えします。

ご質問の部分で、町の海洋センターの料金につきましては、オープン以来30年余り据置ということです。考え方としては、この海洋センターの設置の部分の目的としては、地域住民のスポーツ振興と青少年の健全育成を図るということで設置しているものでございます。

現在、料金についての見直しの考えはございません。まず、利用人数確保したいというのが一番の部分でございます。建てていただいたB&G財団の方から、今年も外壁の部分の助成金1,320万円をいただくという決定をいただいております。助成金で特Aランクということで15年連続になりますが、評価点と言うのですけれども、利用人数の部分の増減が点数にはね返っていきますので減少をさせたくない。町は人口減少していますので、他の隣町から来る部分もぜひ入っていただきたいので、その部分では利用料金上げるのは反対になる部分になると考えておりますので、現状のま

いきたいと思っております。

○6番（梅野史朗君） なるほどと今聞いて思います。確かに利用人数が減ると困りますよね。町民の健康のためにということで、町民に限らず近隣ということであるのであれば、例えば、子どもプール使用20円は頂かなくてもよろしいのではないかという考え方もできるのではないかと思いますが、町民は無料というBGもございます。その辺についての考えを今一度お伺いしたいと思います。

○教育長（三浦史洋君） 梅野議員の再質問にお答えいたします。

子ども20円ということですが、例えば、隣町の積丹町の海洋センターでは小学生が50円ということで2.5倍の差があると思うのですが、20円微妙です。道内35か所に海洋センターありますと、そのうちの何か所か調べておりますけれども、料金もバラバラです。うちの料金は低めであるというのは確かです。一般開放分の利用としては利用人数のカウントができるという部分があります。事務的には大きな部分です。これで無料での利用者がどんどん入っていくとどうカウントするかというのがつらいところがあります。団体の場合は何人という申請がありますので押さえられるけれども、一般開放の部分はつらいという部分もあって、事務的な部分のお話としてはあります。

○6番（梅野史朗君） 色々な問題があるのだと今聞いて分かりました。どういう方向が町にとつても町民にとってもベストなのかということを町側も指定管理者側も、町民も含めた中で検討する場も作っていただければ、今後いい意見も出てくるかなと思うので、その辺についてはちょっと検討していただきたいなと思います。

では、次行かせていただきます。清住団地の日当たりについてです。清住団地の裏の木々の影が、昼過ぎから日差しを遮り夕方近くには周りがまだ明るいのに電気を付けなければならなくて困っているという声を聞きます。私も見に行きましたが、確かに、向かって左側の方の家、三階から一階までずっと日陰になっています。私が行ったのは13時過ぎで、周りはまだ全然天気が良かったものあって明るかったです。これはちょっと、影になっているところとなってないところでは余りにも差があるなと感じました。日照問題については、ある程度町が解決しなければならないことだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（成田昭彦君） 確かに、清住団地は午前中は日当たりいいのですけれども、午後からは北西の山々の地形的な問題はございます。この日陰の解消につきましては、枝払いですとか、伐木、それから山を削るとかそういった問題も出てくるのかなと思いますけれども、ここは急傾斜地に裏がなっているのです。土砂災害特別警戒区域に指定されている場所もあります。これを山を削ったり伐木するということであれば、道の許可も必要だということですので非常に大がかり工事になることが予想されますので、今はこのまま具体的な日照対策というのは考えてございません。港町地区の家も皆そうなのです。私の家もそうなのですけれども、災害区域に入っていて家も建てられないような状況なのです。例の熱海の土砂災害がありましたけれども、あれから非常に厳しくなっていて、今の清住団地の方についてもそういった中で対応を迫られているものですから、今は特段のことを考えるということは、頭の中では考えてございません。

○6番（梅野史朗君） 土砂災害その他の危険性、確かにあろうかと思います。ただ、どうしても木が伸び過ぎている面もありまして、影になるのもありますけれども色々な虫も入ってくるのだと

いうことも言っておりました。掘削や伐採ではなく、枝払い程度でも何とかお願ひしたいなというのと、港町地区とか町長のところとかもそうだとはなりますけども、そこら辺は自分の家なのです。町営住宅というのは町が町民に貸しているわけですから、その所ちょっとご検討いただけないかなだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 私も現場見てきましたけれども、木が大きくなり過ぎている。多分、伐採だけでも日当たりが良くなるのかなと言ったらちょっと疑問もございますし、また、空き私有地も一緒にあります。そういうこともありますので、近々に伐採、あるいは伐木等は難しいのかなと考えております。

○6番（梅野史朗君） 色々な答弁をいただきまして、なかなか難しいのだなというのはお受けいたしましたが、町民が困っているというところはご理解いただきたい。陰になっているところとなっていないうちははつきりしているわけで、全部が陰になっているわけではないということを考えた時、例えば、この陰になっているところについては、若干、家賃を引いてあげるとかいう考えはありませんか。

○町長（成田昭彦君） なかなか難しいのかなと思いますけれども、担当の方で実際に住宅に住んでいる方と話しながら、いい方向が出れば進めてまいりたいと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） 原発周辺地域への財政支援地域が10キロから30キロに拡大したことについて、質問いたします。先のメディア報道で、政府は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による財政支援対象を現行の原発の半径10キロ圏から30キロに拡大するとありました。当町はその範囲に100%入ることになります。これにより、当町へのどのような影響が出るか気になっているところであります。現状、これについて町はどう捉えているかをお聞きします。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

原発周辺地域への財政支援区域が10キロ、すなわち、泊村・岩内町・神恵内村・共和町です。それが30キロに延びたということで、管内では6町村位増えた形になりますけれども、まず、これに指定された自治体については原子力災害が発生した場合の安全を確保する道路、港湾・漁港、消防施設、義務教育施設の新設や改築などをするにあたって、国の補助率が50%から55%に上積みされるということでございます。その他の面についても、地方債等の財源措置がございますので、実際にはそういう事業を行った場合、町の負担が13.5%位で済むという形になります。

このスケジュールについてでございますけれども、原子力発電施設等立地地域振興計画を北海道で作らなければならなくなります。北海道で計画を作るためには、各指定された町村からの要望を上げてそれを取りまとめる形になるのかなと思います。それを今度は国の方へ提出するという形になります。その振興計画そのまま採択されるかどうかというのもまた問題ありますけれども、それに大体一年位要すると思われます。今はまだそういった情報しか入ってございません。道の方でも、メリットはどうあるのか現時点では把握していないということです。まだまだこれから問題になろうかなと思います。ただ、避難路ということで考えれば、古平町としては今まで期成会の中で代替道路ということで、古平・余市間のバイパス道路みたいなものを求めてきているわけでございますけ

れども、なかなか費用対効果が現れないということで優先度の低い方に置かれているのですけれども、今度は避難路という形を積極的に進めていけばいいのかなと思っております。今回、泊村から共和町の道路整備はこれを使ってやったのですけれども、19億円位の補助が出たということです。そういう形で進めていますので、私たちもその避難路の道道要望をして進めていくような要望活動ができるのかなと思っております。

○2番（寶福勝哉君）　自分も国道229号線に代わる避難道路という部分で、ちょっと大きな話なのですけれど期待したいと思っていたのです。当丸峠が冬季間走れないだとかといった部分があるので、例えば、トンネルのシェルター化を長くするだとか、そういうことも要望していって、有事の際の避難路として今の環境よりいい未来になるように、町からもどんどん打診していってほしいので、お願ひします。

以上で終わります。

○議長（堀　清君）　次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君）　教職員の私物のスマートフォンの校内での取り扱いについてお伺いします。

質問の要旨は、教室や体育館など児童生徒が活動する場所で教職員が私物のスマートフォンを使って盗撮し、交流サイトで共有していたという事件が世間を騒がしておりました。古平小・中学校、幼稚センターでは、教職員の校内での私物スマートフォンの取り扱いについて、どのような対応をしておりますか。お伺いします。

○教育長（三浦史洋君）　中村議員の一般質問に答弁いたします。

まず、事件という部分でのおさらいになりますけれども、今年の6月24日、愛知県警が名古屋市立の小学校、横浜市立の小学校の男性教員2人を法違反の撮影をしたということで逮捕したという事件かと思うのですが、本町では、まず小学校・中学校につきましては、授業中教室への私物のスマホ持込は禁止しております。授業や学校活動の撮影については、学校で所有しております指導者用端末、または、デジカメとかを使用して撮影をしています。公用のものは使っていません。ただ、中学校の部分ですけれども、体育の授業とかでリラックス効果を生むために、音楽流すのに教職員の私物スマホは使うことはございます。原則は私物のスマホは持ち込まないということになっております。また、報道でご承知と思いますが、札幌市の教育委員会の方では教室にも持込を禁止する方針で新聞記事が出てございます。道教委の方もそれに追随してということになっていくので、それを踏まえて町の方も対応してまいりたいと思います。

そして、ご質問の幼稚センターの部分も私からお答えさせていただきます。所長から聞き取ってございます。幼稚センターは、保育活動中職員の私物のスマホを使用することは原則許可していません。ただ、園外に出る場合とか、災害想定した避難訓練の時だとか、連絡しなければならないので職員のスマホは利用することができます。

以上です。

○3番（中村光広君）　古平小・中学校、幼稚センターの方では、授業中に持込するというのはしていないということが今確認できました。ただ、あの先生がというような、普段信じられないような事態が今、日本中で起こっている。まさかという方が盗撮したりとか、そういうことをやっている時代であります。古平町内では公衆電話というものがほとんどなくなってきておりまして、スマ

ホの普及する前の世代ではどこの駅行っても公衆電話何十台並んでいたり町内でもありました、今は漁組のところと沢江のところに1か所と、2か所か3か所しかなくなって、それを考えれば、今、この時代ですから子どもたちの安全を考えるにも、何かあった時に学校なり親なりに連絡する手段、あるいは防災関係で言えば、何か大雨だとか地震だとかあった時に緊急の情報を得るため、あるいは、119番、110番に連絡するための手段として、今の時代では非常に重要なものになってきております。我々大人はほとんど持っていない人がいないような状態、子どもさんお持ちの親にとっても、子どもさんに持たせることによってどこかに出かけて遅くなるですか、そういう連絡を受けるにも非常に大切な部分になっております。そういう重要なアイテムになっているスマホですが、教育という部分に限らずともすれば、そういう犯罪みたいなことを起こしかねないものもあります。特に教育の部分でそういうことはあってはならない。手に持つていれば、ついついやってしまった、写真を撮ってしまったということはあるかもしれません、そういう犯罪にも便利なものが使われる時代もありますので、古平小・中学校、幼稚センター、ルール化というか、そういう持込をしてはいけないよというのが法律ではそういう定めはありませんが、ルール化することは大事なところだと思います。道教委の方の指針もありますのでルール作りをしていただけないでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

最後にルールづくりをということで、教育委員会の部分につきましても道教委から近々に方針が出ると思いますので、それをきっちり検討というか、そういうことになると思うのですけれども、それを教職員に実際に根づかせるという部分だと思います。私物をそもそも使うというのは、学校でどういう活動をしているかをPRする部分がございまして、私物でのスマホで映して。皆さん目にするような学校だより、便利なのでそういう部分があるのかなと思っておりました。ただ、やっぱりこういうような卑劣な事件が起こったということがありますので、全国的にそれに対処していくということだと思います。ルールを作つて、きっちり実効性のあるものにしていきたいと思っております。

○中村光広議員 ぜひ、ルール作りをお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前1時25分  
再開 午前1時25分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、4件について伺います。

まず、1件目ですけれども、高齢者の引きこもり防止、それから認知症予防対策として実施すべき事業として、次の二点提案したいと思います。一つは、加齢性難聴者への補聴器の助成です。二

つ目は、高齢者の歯科治療自己負担への助成を提案したいと思いますけれども、古平町は高齢者の引きこもり予防、それから認知症予防ということで、色々と行政、社協を含めて事業を行っていますけれども、提案したこれらの二つの点についてもかなり有効だと思っていますので、その点について検討できないか町長の考えを伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、議員おっしゃるように、難聴高齢者の早期介入の取組につきましては、要介護状態の改善や高齢者の社会参加、コミュニケーションの機会へ大きな影響を与えるということは承知しております。この加齢性難聴については、両耳の聴力が70デシベル以上と診断された場合は身障手帳の交付対象となることから、自分で聴力に不安がある方は病院の診断を受けて、身障手帳の手続等を実施した場合には、補装具として補聴器の購入助成を受けることができます。国の介護予防の促進事業としても、保険者機能強化推進交付金という中で、聴力に問題ある方で、住民税非課税世帯の65歳以上で身障手帳を持っていない方、または本当に対象にならない人には、医師による補聴器が必要だという証明が得られれば補助制度もございますので、まずはその辺を優先していただきたい。町としても、そういう相談があった場合には周知してまいりたいと考えております。

それから、歯科診療でございますけれども、自己負担につきましては所得に応じて負担限度額が設定されておりますので、基本的には減額認定証、資格確認書の提示によって医療費がかかるようであれば高額医療制度が適用となるため、今の段階では助成等については考えてございません。

○5番（真貝政昭君） 私は町の健康診断を毎年受けています。今、私は70歳から74歳までの間なのですけれども、70歳前後位から年齢に即した難聴性の症状が出ています。若い人には聞こえる高い方の周波数が全く聞こえないという状況が出てきて、妥当な線を辿っているということです。会話が段々難しくなりますと、友達のところにも会話がかみ合わないので行かなくなるというのが実態です。後志ではまだ進んでいませんけれども、全国的には自治体による加齢性の高齢者に補聴器購入の助成が進められています。後志では、赤井川村の岩井議長が当事者でよく分かるということで実施をしている状態です。先程、障害者手帳の件もありましたけれども、昔の漁船に乗っていた機関士で極めて難聴の方がいらっしゃって医師の診断を受けましたけれども、それでも障害4級というそんなに重くはない、軽い方の障害者手帳を受けることができたということで、かなりこの聞こえないことに関しては、障害者手帳を受けるにはハードルが高過ぎるという印象を持っています。

それから、高齢者の歯科治療ですけれども、65歳以上から70歳以上、75歳以上、障がい者と色々ありますけれども、後期高齢者になりますと一割負担ということで、大分負担は軽くなりますけれども、70歳から74歳の間、75歳以上の歯科治療の窓口負担を見ますと、これをやっても町の負担というのはさほどでないという状態です。全国的に、古平町もそうですけれども、8020運動で、80歳で自分の歯を20本持つという運動を進めていますけれども、実際、年金生活者にとっては、いくら一割負担であっても入れ歯さえ作れないという状況がありますので、ぜひこの二つについては検討していただきたいなということを強く申し上げたいのですが、改めて答弁を求めると思います。

○町長（成田昭彦君） 確かに高齢者のそういった問題、今の耳・歯だけでなく医療費問題等を出てくるのかなと思いますけれども、現在の段階では、補助金の助成については、国の制度、あるいは

は、身体障害者手帳の交付ですかそういったものを優先して進めていっていただきたい。また、こちらからもそういった情報を流すという方向で進めてまいりたいと思っております。

歯科治療についても、確かに、町・国で進める8020運動、80歳になっても自分の歯を20本保つというは理想でございますので、それに合わせた健康指導等も町として予防活動ですかそういったものには力をこれからも入れてまいりたいと思いますので、歯科治療の自己負担の助成ということは、現段階では考えていないということでご理解いただければなと思います。

○5番（真貝政昭君） 認知症の症状というのは自己判断できないのです。実際に医療の現場で確認されたのですけれども、認知症であっても入れ歯のないお年寄りでちゃんとしてあげると認知症が改善されて自分で自立した生活ができるという実例も発表されていて、歯についてはかなり有効だということなのです。ぜひ継続して求めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、熱中症予防対策についてです。教育現場、幼・小・中、高校もそうですけれども進められています。家に帰れば、同じような熱中症の危険性のある世界に住んでいるわけですから、そういう点では日常生活において、特に高齢者、障がい者など経済的弱者にとって、エアコンの設置というのはこれから必要不可欠な設備になっていくと思います。公営住宅、または公的施設居住室を抱えている古平町にとって、居住者にとって古平町は大家さんなので大家さんの責任があると思います。これらの施設へのエアコン設置をぜひ進めるべきだと考えています。それから、同僚議員も前に一般質問で民間住宅へのエアコン設置について助成を考えてはどうかということを一般質問で取上げたことがありますけれども、東京都も1世帯8万円の助成で動き始めています。特に、経済的弱者である年金生活者や障がい者などは、設置しても電気代の負担になるということでエアコンを設置していても点けないということがありますので、弱者への電気代の助成を含めて、この事業を考えてみるべきでないかと考えていますが、答弁をよろしくお願ひします。

○町長（成田昭彦君） 热中症予防対策についてでございますけれども、公営住宅のエアコン設置につきましては、法的にエアコンは単独ということで標準設備になっておりません。最小の限度の超える設備となりますので、公営住宅へのエアコン設置ということについては考えてございません。

公的施設の居住室については、ほほえみくらす、元気プラザ、ともに各部屋のエアコン設置はないわけでございますけれども、エアコンのある場所に退避していただく、またはスポットクーラーにより対応していただくということで行政報告でも申し述べさせていただきましたけれども、そういった避難施設、あるいは、涼み処を設けていますので、万が一そういった場合にはそういった対応をお願いしたいということで、公営住宅、ほほえみくらすなど、各部屋へのエアコン設置については、助成等について考えてございません。

○5番（真貝政昭君） 高齢者になると全てが成田町長みたいに開放的な方ばかりではなくて、引きこもりの方も多く出てくるような年代になっているのです。そういう方たちにとってみれば、いくら避難先が設定していても、皆さんのがいるところに行きたくないという方も出てきますし、基本的に、やはり個人個人に対応した施策が必要ではないかと考えています。

それで申し上げますけれども、先程公営住宅については、以前もそうですが希望があれば付けてもよろしいという答弁が前にありましたけれども、清住団地の平屋のA棟・B棟は建設時に

エアコンを設置しているのです。ご存じないでしょうか。道路から見ますと、四軒ともエアコンを設置しているのです。当時の考え方として、将来この熱中症が予想される時代に対応した考えが一時期町側の施策としてとられたという前例があるのです。だから前例がないとは言えない状況です。そういう考えをぜひとも検討していただきて、改めて対応していただきたいなと思うのです。それと強く強調したいのは、公営住宅というのは住替が原則なのです。一人一人が最後までそこに住むという前提ではないのです。入れ替わりがあるわけですから、大家さんの考え方で適切な場所に適切な方法でエアコンは設置すべきという前提に立ちますと、個人に勝手にやらせるわけにはいかないのです。その辺をぜひ検討課題にして今後に進めていただきたいと思うのですが、答弁を求める。

○町長（成田昭彦君） 公営住宅で入居者個人が負担して設置する場合は、町の方に模様替申請を出していただければ承認して付けるということは可能でございます。

それから、公営住宅にエアコンが付いているというのではありません。清川団地でしょうか。清川のあれはエアコンではないです。外に室外機がある辺りは後程担当の方から説明申し上げますけれども、今、私どもが考えるのは個人で取り付けする部分については模様替申請ということで受け付けますけれども、議員おっしゃるように、公営住宅に入替もございますけれども、例えば、教員住宅などは個人でそういったものを付けた場合は、次に入る人との話し合いの中で進めていったりしています。そういうことで、個人の取付については、模様替申請で受け付ける形になってございます。清川団地のエアコンについては担当の方からご説明申し上げます。

○建設水道課主幹（大原康弘君） 清川団地になるのですけれども、清川団地A棟・B棟に関しては、室外機のようなものはお湯を作るための室外機ということになりますので、空調のエアコンということではございません。

○5番（真貝政昭君） エアコンの室外機と勘違いしていました。

それにしても、基本は公営住宅は住替・入替が基本ですので、個人の責任で勝手に建物に穴を開けたりということはできないはずなので、その辺を加味して検討していただきたいなと思う次第です。これから古平町の一大事業として取り組んでいただきたいなと思います。

次に、高校生の通学費助成について伺います。町でも助成はしていますけれども、かつて古平高校があった時は、中学生の3分の1から半数近くが古平高校に通っていました。基本的に通学費はかからないで普通科の高校に上げることができた。それが閉校になりますと、余市はといいますと普通科ではなくて総合学科ということで、仁木の子どもたちもほとんど小樽に通うようになります。古平も小樽に通うような状況が生まれたということです。経済的弱者にとっては、通学費の負担というのは過大な負担になっています。小・中学生の就学援助の様子を見ますと、大体3分の1の家庭が就学援助の対象となっております。二、三年前でしたか、古平小学校への入学人数が生まれた時は25名だったのが18名に減っていました。入れ替わりがありますけれども3分の1程が町外の方に出てしまわれたという数字が出ていました。高校のことを考えますと、この通学の負担というのは本当に過大な状況が生まれています。通える経済的な状況ではない限り、高校生という時代になると動かざるを得ないという状況が生まれるのかなと思っています。同僚議員でも双子の場合とか、一気に二人分の負担となりますし深刻な問題でございます。ぜひとも通学助成という点について、

道の方も全く動きがありませんので古平町として更に経済的弱者に手を差し伸べるという点で、就学援助の考えを高校生にも当てはめてバス代の助成を強めていただきたいと思う次第ですが、町長のお考えを伺います。

○教育長（三浦史洋君） 真貝さんの一般質問に対して、教育分野かなと考えまして、私の方から答弁させていただきます。

通学費の助成についてですが、ご存じのとおり昨年12月定例会で申し上げましたように、中央バスが値上げしたということで、それに即応しまして、12月1日以降の購入分から町の助成金額を上げてございます。目安としては、金額的におおよそ50%程度の補助率になるように計算しまして金額を設定しております。今年4月からの助成の実績見ますと、小樽市の高校に通う子どもが37人ということで、定期購入金額282万4,000円程、補助金は138万7,000円程で、補助率は49.1%と数字上そうなっております。また、余市町に通う子どもは8人、定期購入これまで44万3,000円程。それに対して、補助金が33万7,000円ということで、補助率が51.4%ということで、両方合わせての5割というところをやってございます。高校につきましては義務教育ではございませんので、就学援助制度の考えをとるということは適切ではございません。現時点では、助成のこの50%維持ということに変更する考えはございません。

○5番（真貝政昭君） 検討してみるという考えも全くないようなので申し上げますけれども、ここで生まれ育つてここで子育てをしている世代にとって、親御さんの就労状況がどういう状況にあるかというのをまずは把握する必要があると思うのです。この方達の中には、例えば、職場が余市小樽に共働きで行っている場合とか色々あるわけです。町外に職場がある方であれば、簡単に高校生に上がる頃には移転してここから去るということも考えられるので、そういう検討はされたことがないと思いますけれども、ぜひ、紋切り調に拒否するのではなくて、実態を調べ、あるいは推測して、今後の古平町にとってどういう施策が必要かということを道が非常に頑固なものですから考えていただきたいなと思う次第です。

最後に、期日前投票について伺います。今回の参議院選挙で古平町の投票率なのですけれども、後志の中で最下位から二番目ということです。一位、二位を争うのは通常のことなのですが、一番低いのは岩内か古平かということで、漁村ということもありまして昔からそうです。ところが、今年の参議院選挙は最下位が余市ということなのです。古平の状況を見ますと、悪い投票率の中で当日投票よりも期日前投票の方が上回ったということです。期日前投票の様子をちょっと見たのですけれども、高齢者が知り合いに車で乗せてきてもらって投票するということがありました。有権者の希望は、投票日に捉われないで自分の都合のいい時に投票したいという傾向の表れだらうと思っています。当日用事があれば投票できないこともありますけれども、推測するに、50何%という投票者の中でも、割と投票者が多いのは高齢者が多いのです。若い方よりも高齢者の方が投票率がいいのです。高齢者の投票意識というのは結構強いのだろうと思っています。問題は、投票する気がないという人よりも投票したいという高齢者がいらっしゃったとすれば、出向いて投票してもらうという行為が必要ではないかと思っています。移動期日前投票というのがバス仕立てで行われていますけれども、当初は過疎地に多かったらしいです。ところが最近は、都市部で流行り始め

ているということです。その動きは、投票率を上げたいということと、高齢者対策、仕事でなかなかどちらにも投票所に行けないという方たちの多様で権利を保障してあげることで、移動期日前投票というのが行われているということだろうと思います。古平と余市を比べてみると、なぜ余市でというのがちょっと不思議に思ったのです。状況は古平も余市も同じだろうという前提に立ちますと高齢者対策、余市の場合には平たくて広がっているということもあって投票所まで遠いということが考えられると思います。古平町の選管の対応としては、投票率を上げるというのが大目標になると思いますので、移動期日前投票というのをぜひとも検討していただいて有権者に対応していただきたいなと思う次第ですが、お考えを伺いたい。

○総務課長（本間克昭君） 選挙管理委員会委員長が今日出席されておりませんので、選管の考え方を事務局長として代わりに答弁させていただきます。

現在、期日前投票所は複合施設と選挙当日の前日のみ沖町で開設をしております。今のこの状況なのですけれども、沖町については投票所を廃止したことによる対応となってございます。各期日前投票所には、投票管理者1人、立会人2人、事務従事者1人を張り付ける状態となっております。ただ、今の現状からしても、その人数、人のやり繩りに苦慮しているというのが、まず1点問題点としてございます。

それと、複合施設以外、沖町での投票の時なのですけれども、今、期日前投票の時にはシステムの関係上インターネット等で繋がっていませんので、沖町で期日前に来た方にはこちらの本部の方で投票状況を電話で確認してから、現地で投票してもらうという形をとっている状況がありますので、あまり人数が多く来るような時には二重投票の危険性を孕んでいるというのが今のシステムの状況です。ただ、そのシステムもLGWANという特殊な回線を使ってる関係上、スマホ等モバイル回線を使っての対応が今できないというのが今の状況ですので、バス等により移動投票所を開設する場合には、1件1件電話で確認しながら対応しなければならないというのが今の状況となっております。

以上、2点の問題点から、今現在、移動投票所開設については考えてございません。

○議長（堀 清君） 以上をもって、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時56分  
再開 午前11時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第9、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のと

おり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会議日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第13、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時04分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議長

署名議員

署名議員